

# 箕面市森林整備計画

自 令和 7年4月 1日  
至 令和 17年3月31日

大阪府  
箕面市

# 目 次

## この計画の位置付け

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 森林整備の現状と課題       | 1 |
| 2 森林整備の基本方針        | 2 |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針 | 5 |

### II 森林整備の方法に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 立木の標準伐期齢に関する指針         | 7 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 | 7 |

#### 第2 造林に関する事項

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 人工造林に関する事項                   | 9  |
| 2 天然更新に関する事項                   | 10 |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項   | 11 |
| 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 | 11 |

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 12 |
| 2 保育の作業種別の標準的な方法            | 13 |
| 3 その他必要な事項                  | 14 |

#### 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

|  |    |
|--|----|
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法                 | 14 |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域におけるための森林施業の方法に関する指針 | 15 |

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 18 |
| 2 森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策     | 18 |
| 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項        | 18 |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項              | 18 |

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針         | 19 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 19 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項    | 19 |

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

|               |    |
|---------------|----|
| 1 路網の整備に関する事項 | 20 |
| 2 その他必要な事項    | 21 |

#### 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項           | 22 |
| 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 22 |
| 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項     | 23 |

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 23 |
| 2 その他の事項                        | 23 |

|  |       |
|--|-------|
| 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項       |       |
| 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法                         | 24    |
| 2 林野火災の予防の方法                               | 24    |
| 3 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | 24    |
| IV 森林の保健機能の増進に関する事項                        |       |
| 1 保健機能森林の区域                                | 25    |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 25    |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項            | 26    |
| V その他森林の整備のために必要な事項                        |       |
| 1 森林経営計画の作成に関する事項                          | 26    |
| 2 生活環境の整備に関する事項                            | 26    |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項                       | 27    |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項                         | 27    |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項                       | 27    |
| 6 森林經營管理制度に基づく事業に関する事項                     | 29    |
| 7 森林環境譲与税を活用した森林整備の取組みに関する事項               | 29    |
| 8 その他必要な事項                                 | 29    |
| 用語の解説                                      | 31～33 |

## この計画の位置付け

「箕面市林業指針」（箕面市森林整備計画）は、森林法第10条の5の規定に基づき箕面市が策定する「市町村森林整備計画」として、国や大阪府の上位計画に準じるとともに、法定必須項目である一般的な森林施業に関する基準を網羅的に示すことを目的としており、市内の森林施業は、この指針に基づく基準により実施する。

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の北西部に位置し、北は豊能町、東は茨木市、南は吹田市及び豊中市、西は池田市及び兵庫県川西市に接しており、東西 7.1km、南北 11.7km のやや南北に細長い形状を成している。総面積は 4,790ha で、森林面積は 2,405ha※（注）を有し、市域の約 50%を占めている。森林区域のほぼ中央部は、面積 963 ha の「明治の森箕面国定公園」に指定され、国定公園内には、国有林、市有林、府営箕面公園等を有している。

民有林面積は 1,838ha であり、そのうちのスギ、ヒノキを主体とした人工林面積は 346ha、人工林率は約 19%で府平均 49%よりかなり低い値となっている。

また、人工林は各地に分散しているため、施業の共同化は行いにくく、林業生産活動は、今日の社会経済的状況を踏まえ、経営規模の零細性、林業労働力不足、木材価格の低迷等により停滞している。

しかしながら、これらの森林は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊に伴う山地災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、快適な生活環境の保全、保健文化等の森林の持つ公益的機能の果たす役割は極めて大きく、森林所有者のみならず市民とも深く結びついて存在している。

この様な状況の中で、府、市、及び広域合併をした森林組合と連携を密にしながら、森林組合を森林保全管理の担い手の重要な主体として位置付け、森林所有者からの下刈、除間伐、枝打ち等の受託施業の促進を図り、森林の適正管理に努める。

一方、市民参加による都市近郊林の保全、活用等、地域一体となつた森林整備を引き続きするなど、地域性を活かした森林の適正な利用を進める。

※（注）地域森林計画対象外民有林を含めない。

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備にあたっては、大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針」の内容を踏まえ、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、市域森林の内容及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に考慮して、重視すべき機能を水源かん養機能、山地災害防止/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に区分し、各機能の充実を図り、適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持増進を図る。

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためにには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え地域社会全体で支えていく必要がある。森づくりにあたっては、市民、企業、団体、森林ボランティアなどの協動・連携を基調とし、多様な主体による情報や意見の交換を行いつつ、持続可能な行動に結びつけていくための仕組みづくりに努めるとともに、地域の森づくりに関する交流の機会づくり等を推進する。

また、森林資源の利用促進においては、地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用した地域づくり、安全安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマス等の再生可能エネルギーに着目した新産業の創出など大消費地をかけている地理的、経済的優位性を活かして「都市生活者・消費者重視」及び「新産業の創設」の視点から森林資源を都市に活かす取り組みを推進する。

また、保育を中心とする森林施業については、今後、多面的機能の高度な発揮と地域林業の育成に対応できる森林として整備していくことが、地域の当面する課題となっている。このため、府、森林組合と連携を密にし、森林所有者への技術啓発、普及、助言、指導等に努め、地域一体で間伐保育等の森林整備を推進する。

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

#### ① 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

#### ② 山地災害防止/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

### ③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能カ力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

### ④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

### ⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

### ⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目標とする。

### ⑦ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ① 水源かん養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

## ② 山地災害防止/土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

## ③ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

## ④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

## ⑤ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### ⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。常に変わりうる森林生態系は、ある一定の地域においてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林や河辺林などの森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物の移動ための緑の回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の効率化を図るため、府、市、森林組合、森林所有者が一体となり、間伐等の施業受委託を推進し、集約的な経営管理の促進及び林業労働力の適正化をめざす。

### 4 その他森林の整備のために必要な事項

#### (1) 土地の形質の変更について留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形

質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

| 地 域 | 樹 種 |     |     |             |     |             |
|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-------------|
|     | スギ  | ヒノキ | マツ  | その他の<br>針葉樹 | クヌギ | その他の<br>広葉樹 |
| 全 域 | 40年 | 45年 | 35年 | 45年         | 10年 | 15年         |

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

##### (1) 皆伐

皆伐は、気候、地形、土壤等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ① 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。また、林地の保全、落石の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。
- ② 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

- ③ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込みを行うものとする。特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。
- ④ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所は、人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月～3月の間に伐採するものとする。
- ⑤ 伐採にあたっては、上記①～④に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また集材にあたっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

| 樹種  | 標準的な施業体系 |      | 主伐時期の目安 |
|-----|----------|------|---------|
|     | 生産目標     | 期待径級 |         |
| スギ  | 一般建築材    | 24cm | 40年     |
|     | 造作材      | 32cm | 70年     |
| ヒノキ | 芯持柱材     | 20cm | 45年     |
|     | 造作材      | 34cm | 80年     |
| マツ  | 一般材      | 26cm | 35年     |

## (2) 択伐

択伐は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、天然下種更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては、森林生産力及び公益的機能の維持増進が図られるよう適正な林分構造に誘導する。また、択伐林分では一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

| 区分        | 樹種名             |
|-----------|-----------------|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等 |

#### (2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入などに努める。

人工造林における植栽本数は、下記のとおりとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

#### ① 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

| 樹種  | 仕立て方法 | 植栽本数(本/ha) |
|-----|-------|------------|
| スギ  | 中仕立て  | 3,000      |
|     | 疎仕立て  | 2,000      |
| ヒノキ | 中仕立て  | 3,000      |
|     | 疎仕立て  | 2,000      |

注) 植栽本数を減ずる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

#### ② 人工造林の標準的な方法

| 区分     | 標準的な方法  |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行う。           |
| 植栽の方法  | 植え穴は、十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付ける。 |
| 植栽の時期  | 植栽は、春先に行う。  |

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、原則として2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採後5年以内に植栽することとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

| 区分             | 樹種名          |
|----------------|--------------|
| 天然更新の対象樹種      | マツ類、クヌギ、コナラ等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | クヌギ、コナラ等     |

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種          | 期待成立本数(本/ha) |
|-------------|--------------|
| マツ、コナラ、クヌギ等 | 10,000       |

#### ② 天然更新補助作業の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分については、原則として標準伐期齢未満の伐採は避ける。

更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね3,000本/ha以上で完了しているものとする。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈り出し、植え込み等の更新補助作業を行う。

| 区分   | 標準的な方法  |
|------|---|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。 |
| 刈り出し | 天然稚樹の生育が、下層植生によって阻害されている箇所については、その周囲を刈り払い、稚樹の生長の促進を図る。                |
| 植え込み | 天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、植え込みを行う。                                    |
| 芽かき  | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況に応じて優良芽を1株あたり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。           |

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象

地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林区域内の土石採取跡地等で、元の表土が残存していない箇所において、跡地の土地利用計画がない場合は、適切な植栽により森林に復することとする。

## 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

### (1) 更新に係る対象樹種

#### ① 人工造林の場合

1の(1)による。

② 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育しうる最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)の①に定めるとおりとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 施業体系 | 間伐を実施すべき標準的な林齢（年） |     |     | 標準的な方法  | 備考 |
|-----|------|-------------------|-----|-----|---|----|
|     |      | 初回                | 2回目 | 3回目 |   |    |
| スギ  | 中仕立て | 16                | 21  | 31  | 間伐率は、本数または材積率で概ね20～30%とする。<br>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 |    |
| ヒノキ | 中仕立て | 18                | 23  | 35  | 立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮する。       |    |

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | 標準的な方法  |
|-------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|
|       |     | 年<br>1          | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |   |
| 下刈    | スギ  | ○               | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ |   |   |    |    |    |    | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。<br>実施時期は、6月から9月頃を目安とする。<br>(△は必要に応じて行う)                 |
|       | ヒノキ | ○               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ |   |    |    |    |    |   |
| つる切   | スギ  |                 |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |   |    |    |    |    | 下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から9月頃を目安とする。                                  |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ |   |    |    |    |    |   |
| 除伐    | スギ  |                 |   |   |   |   |   |   | ← | ○ | →  |    |    |    | 造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。<br>実施時期は、8月から10月頃を目安とする。             |
|       | ヒノキ |                 |   |   |   |   |   |   | ← | ○ | →  |    |    |    |   |
| 枝打ち   | スギ  |                 |   | ○ | ○ |   | ○ |   |   |   |    |    |    |    | 病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め優良材を得るために、必要に応じて行う。<br>実施時期は、12月下旬から3月上旬頃を目安とする。 |
|       | ヒノキ |                 |   | ○ |   | ○ |   | ○ |   |   |    |    |    |    |   |

注) △は必要に応じて行う

### 3 その他必要な事項

森林法第10条の10に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについて、当該森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

## 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養機能維持増進森林は、原則として水源かん養機能の必要性が高い森林や、水源かん養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダムや主要河川等の上流に位置する森林とし、その区域は別表1のとおりとする。

##### イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨とし、その方法は別表2のとおりとする。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

###### ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林

山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等などの施設に近接し急峻な地形を有する森林とし、別表1のとおり定める。

### ② 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を快適環境形成機能維持増進森林とし、別表1のとおり定める。

### ③ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とし、別表1のとおり定める。

## イ 森林施業の方法

### ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨とし、別表2のとおり定める。

### ② 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととし、別表2のとおり定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域におけるための森林施業の方法に関する指針

### (1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれることとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。なお、木材等生産機能の維持増進は、

個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとし、別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

## (2) 森林施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

## (3) その他の必要な事項

該当なし

(別表 1 )

| 区分  | 森林の区域               | 面積 (ha)  |
|---|---------------------|--|
| 水源かん養機能維持増進森林                                 | 22 林班               | 55   |
| 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林・快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林 | 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 | 11~13, 15~17, 28, 33, 36, 37 林班<br>679             |
|   | 快適環境形成機能維持増進森林      | 1~20、22~28、30~40 林班<br>3, 5, 6, 7, 9~17 林班<br>1838 |
|   | 保健機能維持増進森林          | 2, 4, 8, 15、17<br>18~20、22~28、30~40 林班<br>1151     |
| 木材等生産機能維持増進森林                                 | 3, 5, 6, 7, 9~17 林班 | 841  |
| 特に効率的な施業が可能な森林                                | 該当なし                | —  |

(別表 2 )

| 区分  | 施業の方法                     | 森林の区域                 | 面積 (ha) |
|---|---------------------------|-----------------------|---------|
| 水源かん養機能維持増進森林                                 | 伐期の延長を推進すべき森林             | 22 林班                 | 55      |
| 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林・快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林 | 長伐期施業を推進すべき森林             | 1~20, 22~28, 30~40 林班 | 1838    |
| 推進すべき森林                                       | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | —                     | —       |
|   | 択伐による複層林施業を推進すべき森林        | —                     | —       |

※施業方法等については国の基準に準ずる。

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進する。

### **2 森林の経営の受託等による規模拡大を促進するための方策**

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

### **3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意する。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進する。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は、大半が5ha未満の小規模零細な所有形態であるため、森林施業を計画的に行うことには困難な状況にある。

そのため、森林所有者～森林組合等の林業事業体への森林経営管理の受託や森林施業の共同化を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実施と低コスト化を図り、健全な森林の管理をめざすものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは各地域ごとの協議会等を開催し合意形成に努める。

また、情報提供や施業必要箇所の把握を効率的に行うとともに、森林所有者との連携を密にし、森林施業の計画的かつ円滑な実施を目指す。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。
- ③ 共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然的条件、施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じた路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進することとする。なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

| 区分                  | 作業システム | 路網密度(m/ha) |       |        |
|---------------------|--------|------------|-------|--------|
|                     |        | 基幹路網       | 細部路網  | 合計     |
| 緩傾斜地<br>(0° ~15° )  | 車両系    | 35 以上      | 75 以上 | 110 以上 |
|                     | 作業システム |            |       |        |
| 中傾斜地<br>(15° ~30° ) | 車両系    | 25 以上      | 60 以上 | 85 以上  |
|                     | 作業システム |            |       |        |
| 急傾斜地<br>(30° ~35° ) | 架線系    | 25 以上      | 0 以上  | 25 以上  |
|                     | 作業システム |            |       |        |
| 急峻地<br>(35° ~)      | 車両系    | 15 以上      | 45 以上 | 60 以上  |
|                     | 作業システム |            |       |        |
| 急峻地<br>(35° ~)      | 架線系    | 15 以上      | 5 以上  | 20 以上  |
|                     | 作業システム |            |       |        |
| 急峻地<br>(35° ~)      | 架線系    | 5 以上       | 0 以上  | 5 以上   |
|                     | 作業システム |            |       |        |

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域) の該当はない。

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)及び林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本に路網を作設する。

#### ② 基幹路網の整備計画

該当なし

### イ 細部路網に関する事項

#### ○細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網の整備を図る観点から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本に路網を作設する。

| 位置    | 路線名   | 延長<br>(m) | 利用区域<br>面積(ha) | 他の路線<br>との関係 | 種類  | 前年5カ年<br>の計画箇所 | 対図<br>番号 | 備<br>考 |
|-------|-------|-----------|----------------|--------------|-----|----------------|----------|--------|
| 上止々呂美 | 青美谷山  | 400       | 7.0            | 大向           | 林道  |                | ①        |        |
| 上止々呂美 | 東青美谷山 | 500       | 5.0            | 高山丸坪         | 作業道 |                | ②        |        |

## 2 その他必要な事項

土場、作業施設など、林産物の搬出、造林・保育その他施業の効率化を図る施設整備を路網整備と併せて推進する。また、林産物の搬出にあたっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう十分留意するものとする。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市は、都市圏に近いことから、林業労働者の他産業への流失が激しく、その結果、後継者不足や従事者の高齢化が進んでおり、林業の労働力不足は顕著である。今後は、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組んでいく。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

- ① 林業労働者の育成については、府、市、森林組合との協議に基づき、就労条件、体制を整備し労働環境の創出に努め林業労働者の安定確保を図る。
- ② 林業後継者の育成については、林家の森林整備及び林業環境への意識の高揚のため、森林組合を主体として、森林施業に関する情報提供や技術研修会の開催等に取り組む。
- ③ 活動拠点施設における施設の種類等については、関連組織との協議調整を踏まえて特定していく。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

地域の要望に的確に対応できる環境整備と、受託事業等の森林施業の拡大に努め、更なる体質強化と経営の安定を図る。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### (1) 林業機械化の促進方向

本市の林業形態は、小規模かつ零細であり、山地部は急峻な地形を有している。また、林道等の基盤整備も十分でないことから、大型の高性能機械の導入は困難である。生産性の向上及び作業の効率化を図る観点から、森林組合と協議し地域に適した林業機械の導入を推進する。

#### (2) 林業機械化の促進方策

林業機械の実演講習会、展示会の開催等により森林所有者への普及啓発

活動に取り組むとともに、森林組合を中心とした森林施業の機械化を推進する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

該当なし

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の森林被害については、その防止に向け、シカやイノシシの頭数管理など鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。具体的には、植栽木への円筒状チューブの設置や防鹿柵の設置、頭数管理など、関係部局と連携を図るなどし防除活動等を推進する。

#### 2 その他の事項

鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者から速やかな報告や、適宜 行う森林パトロール、必要に応じて実施する森林所有者からの情報収集等を通じて確認を行うものとする。

## **第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**

### **1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法**

森林病害虫等の被害発生に対し、森林病害虫等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。

また、特に、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

さらに、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

国有林を管轄する林野庁京都大阪森林管理事務所及び府営箕面公園を管轄する大阪府とも情報共有を図り、関係機関等と広域連携しながら、被害の拡大防止に努める。

### **2 林野火災の予防の方法**

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じる。

### **3 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項**

森林病害虫の駆除等の火入れは行わない

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

| 森林の所在  |          | 森林の林種別面積 (ha) |           |           |      |    |     | 備 考    |
|--------|----------|---------------|-----------|-----------|------|----|-----|--------|
| 位 置    | 林小班      | 合計            | 人工林       | 天然林       | 無立木地 | 竹林 | その他 |        |
| 栗生間谷地内 | 36       | 約<br>10.0     | 約<br>10.0 |           |      |    |     | 体験学習の森 |
| 外院地内   | 27       | 約<br>4.5      | 約<br>4.5  |           |      |    |     | 学校の杜   |
| 箕面地内   | 40       | 約<br>54.9     |           | 約<br>54.9 |      |    |     | こもれびの森 |
| 新稻地内   | 18<br>19 | 約<br>69.4     |           | 約<br>69.4 |      |    |     | 教学の森   |

上記区域の市有林は、適切な里山管理のための森づくり作業、森林浴、自然観察、ハイキング等保健休養の場として市民に利用されている。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

上記の森林区域においては、森林利用者の利用に適した景観の維持・向上を図る観点から、以下の施業方法に従って行うこととする。

| 施業の区分 | 施業の方法   |
|-------|---|
| 造 林   | 植栽については、択伐後2年以内に現在の生育環境を阻害しない範囲内で、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮して行うこととする。 |
| 保 育   | 除間伐等保育については、適度な林内照度等に配慮し、当計画において定める方法を基本として実施することとする。           |
| 伐 採   | 主伐については、択伐を原則とする。   |

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

#### (2) 立木の期待平均樹高

| 樹種  | 期待平均樹高(m) | 備考 |
|-----|-----------|----|
| スギ  | 18m       |    |
| ヒノキ | 15m       |    |
| マツ  | 20m       |    |
| クヌギ | 15m       |    |

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について、適切に計画するものとする。

- ① IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ② IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ③ IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

| 区域名   | 林班                 | 区域面積(ha) |
|-------|--------------------|----------|
| 箕面市区域 | 1~20, 22~28, 30~40 | 1838     |

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### **3 森林整備を通じた地域振興に関する事項**

地域材や地域の特用林産物、林業に関わる伝統技術等地域の森林資源の活用を促進する。

### **4 森林の総合利用の推進に関する事項**

該当なし

### **5 住民参加による森林の整備に関する事項**

#### **(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項**

里山等の保全や利用の促進、放置森林の解消を図るためにには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、都市近郊の地域特性を活かし、住民参加により地域社会全体で適切な森林の整備を支えていく必要がある。

##### **① 山麓保全アクションプログラム**

平成14年3月に、山林所有者、市民、行政、学識経験者から構成される箕面・山麓保全検討委員会が「山麓保全アクションプログラム」を策定し、当アクションプログラムでは、山麓保全を推進していくにあたっては、山麓部がもたらす多面的な価値を再認識するとともに、山麓部の管理や活用等に必要な資金的・労力的負担を、山林所有者から地域全員で支える体制に移行させ、行政も含めて三者（山林所有者、市民及び行政）が協働で保全に取り組むことを基本理念としている。

##### **② 公益信託「みのお山麓保全ファンド」**

山林所有者や市民による箕面の緑豊かな山麓を守り・育て・活かす活動を資金面から応援（助成）する仕組みで、平成16年1月に箕面市が委託者となり、公益信託「みのお山麓保全ファンド」を設立し、「箕面山麓」における里山や山林の管理・活用等の活動を対象に助成を行ってきた。

令和2年4月からは、この仕組みに替えて、箕面市がNPOを通じて助成している。

森林所有者の自然緑地同意率 約63.7%（約121ha）

（令和5年度末実績）

（対象面積約189ha）

市民団体への保全活動助成 16団体（令和5年度実績）

### ③ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する意識の高まりやボランティア活動等を活かして、地域住民が森林づくりに参加する取り組みが増加している。このような取り組みは、森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。このため、市民団体等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして市有林等を里山として提供し、市民の創造力豊かな管理・活用を促進している。

| 市民団体が活動している主な施設 |        |
|-----------------|--------|
| 市民の森            | 教学の森   |
|                 | こもれびの森 |
|                 | 野鳥の森   |
|                 | 体験学習の森 |
| 学校の杜            | 外院の杜   |

### ④ 明治の森箕面自然休養林管理運営協議会

平成 21 年 4 月に、箕面国有林「箕面自然休養林」で活動を続いている市民団体 12 団体が「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」を設立。

国有林を管理する林野庁（京都大阪森林管理事務所）と「『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定」を締結し、同自然休養林を活動フィールドとして、市民の手で様々な森林づくり・保護管理活動を推進している。

### ⑤ 北摂山系森づくりサポート協議会

平成 23 年 7 月に、北摂山系の貴重な環境資源である森林を有効に活用し、その多面的機能を発揮させながら適切に保全整備・管理を行う地域の森づくり活動に対し、施策面、技術面等の支援を行い、府民との協働・連帶による森づくりの推進に資するために設置された、北摂地区の市町及び森林組合等が参画する「北摂山系森づくりサポート協議会」が設置された。同協議会とも連携を図りながら、企業や団体との協働の森づくりを推進している。

## (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

- (3) 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

## 7 森林環境譲与税を活用した森林整備の取組みに関する事項

個人が所有する山林（民有林）において、長年整備されず放置され、近年多発する自然災害時に、がけ崩れ等により人命にかかる恐れのある箇所が点在している。

市北部の止々呂美地区は、近年の豪雨により、土砂災害が発生しており、令和5年度に策定した「箕面市森林整備方針」に基づき、防災・減災の観点から、危険度の高い地域に対し、森林環境譲与税を活用しながら、間伐や除伐等の適切な処置を計画的かつ効率的に施行していくこととする。

## 8 その他必要な事項

- (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑・適正な実行を確保し、林業生産活動の活性化を図るため、府、市、森林組合と連携を密にし、森林所有者に対する技術及び知識の普及に努める。

- (2) 市有林の整備（市民の森）

### ① こもれびの森

明治の森箕面国定公園のほぼ中央部に位置し約54.9haの面積を有している。植生は、アカマツが優占する二次林とスギ、ヒノキの人工林で占められており、このうちアカマツ林は、尾根部に多く見られる。また、府道豊中亀岡線に沿った谷筋を中心に、比較的自然に近い落葉広葉樹（イロハモミジ、ケヤキ）の優占林、ウラジロガシ、アラカシなどが優占する常緑広葉樹林が小面積見られる。

これらの良好な森林を保全しながら、気軽に森林浴などができる保健休養の場として、生活環境保全林整備事業と並行して、平成2年度から平成5年度にかけて、市民の森の整備を行い、平成6年4月から「こもれびの森」として利用されている。

今後とも、良好で快適な自然環境を維持し、市民が一層利用しやすい施設の維持管理に努める。

## ② 教学の森

本市の中央山間地域の南端、池田市域境界より明治の森箕面国定公園に至る間に位置し約 69.4ha の面積を有している。

植生は、ほとんど全域がアカマツが優占する二次林であり、一部の谷筋がアベマキやコナラの優占する落葉広葉樹林となっている。東端にある谷筋には、ヒノキの植林、一部に滝安寺の境内林と一体となった比較的自然度の高いコジイ林が見られる。

敷地の西側には、市立青少年教学の森野外活動センターが立地し、キャンプ場、宿泊施設を中心に、健全な青少年の育成の場として利用されている。東側は生活環境保全林整備事業により、遊歩道や園地が整備され、気軽に自然観察やハイキングが楽しめる場として利用されている。

今後とも、良好で快適な自然環境を維持し、市民が一層利用しやすい施設の維持管理に努める。

## (3) 国土保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

林野火災、病害虫からの森林を保護するため、府、自然環境保全指導員、消防署等関係機関との連絡を強化するなど、保全管理体制の充実を図る。

## (4) もみじ再生プロジェクト

貴重な地域共有の自然財産、観光資産である府営箕面公園において、自然環境の保全及び再生や灌道を中心とした魅力向上を目的に、大阪府民、指定管理者及び行政が協働で、情報共有、意見交換、箕面公園の管理・運営に関する協議等を積極的に行い、とりわけ名勝箕面山の魅力である四季折々に美しいもみじなどの落葉樹を再生させる取り組みを推進している。

## 用語の解説

### 《ア行》

**育成複層林**：人為によって保育などの管理された森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林

### 《カ行》

**皆伐**：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種

**間伐**：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

**期待成立本数**：ある林齢において生育し得る最大の立木本数として想定される本数

**高性能林業機械**：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスター、フォワーダ、タワーヤーダー、スイングヤーダ。

### 《サ行》

**作業道**：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道

**枝条**：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称

**下刈**：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

**主伐**：次の世代の森林の造成に伴う森林の一部または全部の伐採。

**除伐**：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

**人工造林（植林）**：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

**森林整備**：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

**森林施業**：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

**生物多様性**：生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。

**施業の集約化**：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能。

## 《タ行》

**抾伐**：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種

**長伐期施業**：通常の主伐林齢（例えばスギの場合 40 年程度）の概ね 2 倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

## 《ハ行》

**バイオマス**：「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

**伐期**：樹木を伐採する時期のこと。

**保安林**：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される。

**保育**：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

**ぼう芽更新**：伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般にぼう芽力が強い。

## 《マ行》

**民有林**：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

## 《ラ行》

**立木**：土地に生育する個々の樹木

**林業事業体**：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

**林齢**：樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

**路網**：森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。